

議員提出第3号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成22年3月24日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	うすい	浩一
同	馬場	信男
同	くじらい	光治
同	秋山	ひでとし
同	たきがみ	明
同	前野	和男
同	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	たがた	直昭
同	渡辺	ひであき
同	工藤	哲也
同	ほっち	易隆

足立区議会議長 鴨下稔様

(提案理由)

議員報酬の支給方法等についての規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「支給方法等」を「支給方法」に改め、同条第1項  
中「された当月分」を「された日」に、「ついて当月分」を「就いた日」  
に改め、同条中第2項から第4項までを削り、同条に次の1項を加える。

2 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、  
除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで  
の議員報酬を支給する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（議員報酬の日割計算の方法等）

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合は、その月の現日数  
を基礎として、日割りによって計算する。この場合において、計算し  
た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（重複支給の禁止）

第5条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が次の各号のいずれ  
かに該当するときの議員報酬は、その額が同じときはその額を、その  
額に差があるときはその多い方の額を支給するものとし、重複して支  
給しない。

（1） 職に異動があったとき。

（2） 同一の職又は2以上の職を同時に有するとき。

第6条中「前2条」を「第3条第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。